

必ずお読みください

2019年11月

## 団体総合生活保険の 2019年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

### 団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております団体総合生活保険について、2019年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

#### 1 新たに販売・提供する補償・サービス

補償	改定項目	概要
介護補償	「年金払介護補償特約」の販売開始	<p>保険の対象となる方が、要介護状態(公的介護保険制度に基づく要介護3以上)となった場合に、その日から毎年1回、その日を含めて最大10年間(10回)*1にわたり、保険金をお支払いする「年金払介護補償特約」を新たに販売します。</p> <p>※これまでの「介護補償」は、一時金として保険金をお支払いしておりましたが、本特約の販売開始により、介護が長期化した場合に必要となる介護費用を準備することができます。</p> <p>*1 保険の対象となる方が、要介護2以下に回復した場合や死亡した日以降は保険金をお支払いしません。</p>
介護補償 年金払介護のみ	新サービス「認知症アシスト」の提供開始	<p>認知症の方ご本人やご家族等の生活を支援する「認知症介護電話相談」、「搜索支援サービス*1」、「『認知症の人と家族の会』の紹介」および「脳機能向上トレーニング」からなる「認知症アシスト」を新たに提供します。</p> <p>*1 本サービスの中には、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またははん補期間中を通じて1回に限り利用可能なサービスがあります。</p>
がん補償	「抗がん剤治療補償特約」の販売開始	<p>抗がん剤治療を開始した場合に、抗がん剤治療を実施した各月に保険金をお支払いする「抗がん剤治療補償特約」を販売します。</p>
	「がん患者申出療養特約」の販売開始	<p>患者申出療養*1に該当する治療を受けた場合に、実額でその費用を補償する「がん患者申出療養特約」を販売します。</p> <p>*1 困難な病気と闘う患者の思いに応え、身近な医療機関で迅速に先端の医療技術を受けられるよう、患者の申出を起点とする仕組みとして創設されたものです。</p>

補償	改定項目	概要
がん補償	「がん通院保険金の補償拡大特約」の販売開始	<p>がん通院補償を、以下のとおり拡大する「がん通院保険金の補償拡大特約」を販売します。</p> <p>① 支払要件を「20日以上継続入院」から「1日以上(日帰り入院も含む)」とします。</p> <p>② 支払対象日数を「入院前60日、退院後180日」から「入院前60日、退院後365日」とします。</p> <p>③ 支払限度日数を「45日」から「425日」とします。</p> <p>④ 三大治療に該当する通院*1 については、入院要件を撤廃し、支払限度日数を「無制限」とします。</p> <p>*1 手術、放射線治療、抗がん剤治療のいずれかに該当する通院をいいます。</p>

## 2 主な改定点

### (1) 各補償共通の改定内容

補償	改定項目	概要
各補償共通	PTA 団体契約における保険の対象となる方ご本人の範囲の拡大	<p>保険の対象となる方ご本人は、「PTA の構成員およびその家族」に限られていましたが、PTA が組織された学校*1 に在籍する幼児、児童、生徒または学生は、その保護者が PTA に所属していない場合でも、保険の対象となる方ご本人となることができます。</p> <p>なお、PTA に所属していない保護者は、引き続き保険の対象となる方となることはできません。</p> <p>*1 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に基づく保育所および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園をいいます。</p>
	薬物免責規定の改定	危険ドラッグを使用した状態で自動車を運転している間に生じた傷害等を免責とします。
	介護保険法改正に伴う改定	介護保険法改正により新設される「介護医療院」について、「介護療養型医療施設」と同等の施設として取り扱います。
	「同居」の定義の明確化	マンション等の集合住宅の別の住戸に居住している場合は、「同居」の定義における「同一家屋」にあたらぬことを明記します。
	サービス「デイリーサポート」の運用の見直し	「法律・税務相談」および「社会保険に関する相談」の電話受付時間を変更します。また、「介護アシスト」で同様のサービスを提供しているため、「介護関連サービス」を廃止します。

### (2) 各補償固有の改定内容

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償						
① 傷害補償	② こども傷害補償	③ 団体長期障害所得補償(GLTD)	④ 医療補償	⑤ がん補償	⑥ 介護補償	⑦ 賠償・財産・費用に関する補償

変更する補償							改定項目	概要
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
○	○	○				○	保険料の改定	直近の保険金のお支払状況等を踏まえて、保険料を改定します。
	○						「交通乗用具」におけるストライダーおよびドロンの取扱いの明確化	ストライダー(ペダルなし二輪遊具)およびドロンは「交通乗用具」に含まないことを明記します。
○	○						「ギプス等」に関する規定の改定	実際に通院していない場合であっても、ギプス等を装着した所定の場合に通院したものとみなして通院保険金をお支払いする「みなし通院」の取扱いについて、「その他これらに類するもの」を限定列举方式に変更します。また、保険金のお支払対象となる部位に顎骨および顎関節等を追加します。

変更する補償							改定項目	概要
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
	○						学資費用保険金の支払対象の拡大	「学業費用補償特約」における学資費用保険金のお支払対象となる費用に、学校から指示を受けて業者から購入した教材費等を追加します。 「疾病による学業費用補償特約」における疾病学資費用保険金のお支払対象となる費用においても、同様とします。
		○					「業種割増」の廃止	建設・運輸業等の一部の業種に適用している「業種割増」を廃止します。
			○	○			「乳房切除術」の定義の変更	「女性医療特約」および「がん女性特定手術特約」の手術保険金のお支払対象となる「乳房切除術」について、「皮膚を切開し、病変部を切除する手術」と定義を変更します。
				○			がん手術保険金の支払条件の見直し	がん手術保険金のお支払対象となる「悪性新生物の治療を目的とした 50 グレイ以上の放射線照射」について、「50 グレイ以上」の条件を廃止し、放射線量に関係なく保険金をお支払いします。
					○		口数募集の取扱いの開始	介護補償において、口数募集を可能とします。
					○		更新時加入可能年齢の改定	介護補償の更新契約に加入可能な年齢を、「満 89 歳以下」から「満 84 歳以下」に変更します。
						○	「個人賠償責任補償特約」の補償対象の拡大	保険金のお支払対象に、以下の損害賠償責任を追加します。 ① 以下の管理財物を損壊((a)と(b)のうち動産については、盗取された場合を含みます。)したことによって保険の対象となる方が負担する損害賠償責任 (a)他人から預かった物・レンタル品等の受託品(日本国内で受託した財物に限ります。なお、携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1 個または 1 組で 100 万円を超える物等は受託品に含みません。)*1 (b)ホテル等の宿泊が可能な施設および施設内の動産 (c)ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート ② 誤って線路に立ち入る等して電車等を止めてしまった場合(電車等の財物損壊なし)に、鉄道会社から請求される振替輸送費用などの損害賠償責任 ③ 別居の未婚の子等(保険の対象となる方)の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する事故による損害賠償責任  *1 こども傷害補償と同時にご加入いただく場合は、従来どおり、データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物、ノート型パソコン、1 個または 1 組で 100 万円を超える物等についても補償対象となります。
						○	「祝賀会費用」の定義の明確化	「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」の「祝賀会費用」について、祝賀会として開催されるゴルフコンペの同日に行われる懇親会等の費用もお支払対象となることを明記します。

### 3 特約の販売中止

下記の特約を販売中止させていただきますので、ご了承の程、宜しくお願い申し上げます。

補償	改定項目	概要
賠償・財産・費用に関する補償	「受託品賠償責任補償特約」の販売中止	「個人賠償責任補償特約」の改定に伴い、「受託品賠償責任補償特約」の販売を中止します。 従来「受託品賠償責任補償特約」をセットしていたご契約については、「個人賠償責任補償特約」への切替え(移行)を行います。

このご案内は、2019年10月1日始期以降の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。